

経験者に聞く弁護士任官—Season4—

第2回 民事調停官・家事調停官の職務と魅力

元東京地方裁判所・民事調停官・会員 勝野めぐみ (53期)

東京簡易裁判所・民事調停官・会員 廣江 茜 (61期)

東京家庭裁判所・家事調停官・会員 渡邊未来子 (53期)

※本文は、2025年度夏期合同研究第17分科会において行われましたパネルディスカッション（コーディネーター・河野匡志会員）の一部を要約したものです。

1 調停官に応募した動機

【勝野】所属している事務所のパートナー弁護士が10年ほど前に東京地方裁判所にて民事調停官をしていたのですが、所属部の裁判官や同僚の調停官にも恵まれ、大変楽しそうに仕事をしていました。その弁護士から、調停官を経験してみるといいよ、と勧められたことが大きな理由です。

【廣江】修習中から裁判官に魅力を感じていましたが、熱海で行われました司法研修所10周年記念大会に参加したとき、裁判教官であった方から裁判官に向いているのではないかと、まず非常勤の裁判官をやってみたらいいのではないかと声をかけていただき、応募しようと思いました。

【渡邊】もう10年以上前から、代理人弁護士とは異なる調停官という立場から話し合いによる解決をしたいという気持ちをもっており、民間の調停ADRなどの経験を経て、応募しました。

2 調停官の職務

【勝野】週1日の勤務日は、午前9時30分ごろに出勤して午後5時に退庁できます。調停委員と事前評議を行ったうえで調停期日には全件立ち会いますので、それ以外の時間に記録を精査し、文献などを調べ、手控えを作成し、また不成立になりそうな事件については意見書案を作成するなどしております。法的論点や進め方について同室の裁判官や同僚の調停官に相談することもありますし、手続などについて担当書記官の方に教えてもらうこともあります。

東京地方裁判所民事第22部における調停事件は、申立事件もありますが、付調停事件も多く、かなり厚めの記録になっているものもあります。事件の種類は様々ですが、賃料関係、不動産の明渡し、建築紛争などが多いように思います。調停委員の選任は調停官が直接調停委員に連絡してお願いしておりますし、裁判所外で現地調査を行うこともあります。

【廣江】勤務日は午前9時30分ごろに出勤して午後5時に退庁します。期日は午前10時30分、午後1時30分及び午後3時の1日3枠が設定されておりますので、登庁後前回の登庁日以降に提出された書面や証拠を確認し、午前10時15分から調停委員と事前評議を行います。調停官は調停期日に全件立ち会いますが、3枠全てが埋まっていない日もありますので、その間に記録の精査、手控えの作成、調停条項案の作成などをし、また代理人へ連絡して、遅れている書面の提出を促したり、調停条項案の調整などを行うこともあります。担当事件は、賃料関係、不動産の明渡し、建築瑕疵を原因とする損害賠償請求などもありますが、医療過誤のほか、親族間の紛争といったような事件もあります。簡易裁判所では調停官が直接連絡して調停委員を選任することはありませんが、事件にあわせて、例えば医療過誤であれば医師の調停委員を、建築瑕疵であれば建築士の調停委員を選任していただいております。そのような事件では、その専門家調停委員のお知恵を借りながら手続きを進めております。

【渡邊】勤務日は午前9時前に出勤して午後5時30分ごろに退庁しております。出勤後、前回の出勤日以降に提出された書類を確認し、また手控えを見返し

たうえて、午前9時30分ころから調停室を回り調停委員と事前評議を行います。午前10時以降は、成立・不成立の立会いや進行協議（中間評議）を行い、空いている時間に来週の事件記録の精査などをし、午後0時45分から調停室を回り事前評議を行い、午後1時15分から調停が始まりますので、それから記録の検討や調停条項の作成などを行います。担当事件が30件前後ありますので、東京家庭裁判所では調停官が全件立会いすることはできません。調停委員との事前評議にて方針を決め、何かあれば呼んでいただくということになります。また、離婚届の提出が成立から10日以内ですので、勤務日以外の曜日に調書の決裁印を押すために裁判所へ行くこともあります。

担当事件は、夫婦関係調整、婚費分担、養育費請求、面会交流のほか、遺留分侵害額請求、親族間の紛争調停などもあります。

家事調停では調停が不成立になりますと審判に移行しますが、審判は調停官ではできません。その関係でご担当いただく裁判官がいるのですが、いつでもとても親身に相談に応じてくれますし、担当裁判官と調整しながら調停に代わる審判を書くこともあります。

3 調停官の魅力

【勝野】これまで弁護士として依頼者の利益をどう実現するかという立場で裁判所と関わってきましたが、調停官は案件に関わる当事者双方の話を直接聞き、体感できることがとても勉強になります。代理人が就いている事案では、その双方代理人との共同作業のような雰囲気の中で事案を解決できたという経験もあり、特にそのような事案では調停制度が有用な紛争解決方法であるということを実感でき、やりが

いを感じます。

【廣江】調停が成立し、双方当事者から感謝されたときに非常に嬉しいですし、弁護士では経験できなかったであろう事件を担当できることも魅力だと思います。また、専門の資格を持った調停委員の方がとても充実していて、調停でまとまる事件が多いということもわかり、代理人として民事調停を利用する機会が増えました。

【渡邊】直接双方当事者の表情をみて、その気持ちを聞くことができ、解決のための糸口や方法を見出しやすく、様子をみがちな当事者や代理人よりも踏み込んだ解決ができることに魅力を感じますし、当事者本人の表情が落ち着いたのをみるとよかったと実感できます。また、調停が成立したときの達成感を、当事者だけでなく、調停委員、担当書記官、調査官とチームとして共有できるのも弁護士にはない魅力だと思います。

4 調停官に関心のある会員へのメッセージ

【勝野】裁判官と同じ部屋で机を並べて仕事ができるというのは貴重な経験だと思います。ときおり東京地裁の調停官（13人）で集まり仕事の状況などを報告しあう機会がありますが、皆いきいきと調停官の仕事をしており、私自身も貴重な経験をさせていただいております。

【廣江】最初慣れるまでは緊張したりすることもありましたが、弁護士業務では得難い経験ができますので、少しでも関心をお持ちの方がいらっしゃれば、是非応募していただきたいと思います。

【渡邊】不安はあるかもしれませんが、同じ部屋に裁判官がおり、書記官に相談することもでき、一人ではなくチームで解決する仕事ですので、関心のある方は心配せずに応募していただけたらと思います。

弁護士任官推進委員会
からのお知らせ

関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催で、以下のとおり開催される予定ですので、常勤・非常勤を問わず、弁護士任官に興味のある方は是非ご参加ください。

「第34回 弁護士任官に関する説明会」

【予定】日時：2026年10月5日（月）午後3時～5時 場所：弁護士会館12階「講堂」

※参加を希望される方は、総務課（TEL 03-3581-2204）までご連絡ください。